

## 総務政策委員会会議録

### 招 集

令和6年12月23日（月）本会議休憩中 議会委員会室

### 出席委員（9名）

（委員長）塚田佳充 （副委員長）矢田貝香織  
稻田清 今城雅子 大下哲治 岡田啓介  
国頭靖 田村謙介 土光均

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】下関部長

[職員課] 伊藤次長兼課長 楠課長補佐兼人事担当課長補佐

[財政課] 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 中村係長

### 出席した事務局職員

松田局長 田村次長 田渕議事調査担当係長

### 傍聴者

安達議員 伊藤議員 岩崎議員 奥岩議員 門脇議員 津田議員 徳田議員

戸田議員 中田議員 錦織議員 西野議員 又野議員 松田議員 森田議員

森谷議員 吉岡議員 渡辺議員

報道関係者0人 一般0人

### 審査事件及び結果

議案第118号 米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
[原案可決]

議案第119号 米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
[原案可決]

~~~~~

### 午前10時56分 開会

○塚田委員長 ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

この際、土光委員から発言を求められておりますので、それを許します。

土光委員。

○土光委員 立って発言させてもらいます。

○塚田委員長 はい。

土光委員。

○土光委員 発言の機会与えていただいてありがとうございます。

去る12月13日の、当委員会での「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択

に関する請願の審議の際、私の紹介議員としての発言に関し、これは私の責任において発言したものですが、請願者の思い、意向を超えるものではあってはならないとの指摘をいただきました。この指摘は、もっともあると思い、請願者に照会したところ、以下の見解をいただきました。報告させていただきます。

カビの生えた価値観という表現は、やや攻撃的に過ぎて、その文言に対して感情的な嫌悪感を持たれる可能性があるので、もっとえんきよくな表現、例えば旧来の価値観とかに替えていただいたほうがよいだろう、そういった請願者の見解でした。私はこれを受け、請願の紹介議員としての発言としては不適切だと思いますので、私の当該部分の発言を旧来の価値観と言い換えたいと思います。これに関しては、その他の方々からも同様な指摘をいただいています。強い思いを伝えたいがためそのような表現をしたことは、かえって、お互いを尊重しつつ自由闊達な議論をする妨げになったのではないかと今では反省をしています。今後気をつけたいと思います。以上です。

**○塚田委員長** ただいまの土光委員からの発言がありましたが、言い換えという言葉がありましたが、事務局のほうとしてどうでしょうか。言い換えとして扱えるかどうか。

松田事務局長。

**○松田事務局長** ただいまの御発言でございます。言い換えということが何を指しているのかということを御確認していただく必要がございますが、会期中に発言されました委員が、委員会の許可を得て発言の取消しまたは訂正をすることは、米子市議会会議規則第78条14に基づき認められているところでございます。土光委員御本人が、会議録から文言を取り消すことなく、この場において、本来、旧来の価値観と発言すべきであったということを申し伝えたいという趣旨の御発言である場合、発言された土光委員から、今問題となっている文言を取消しまたは訂正される意思がないと認められますので、取消しまたは訂正することはできないと考えます。よって、そのまま会議録に残ることになると考えております。

(「別に私は特に。」と土光委員)

**○塚田委員長** 訂正。今の発言ちょっと、私の中で整理ってちょっとできかねるんですけど、何かもうちょっと。

稻田委員。

**○稻田委員** 土光委員は、入れ替え、差し替えというか、それは。

**○塚田委員長** 言い換えしたいっていうことでしたけど。

稻田委員。

**○稻田委員** 言い換えは、取消しではないけれども、訂正にどこまで含まれるのかちょっと今私は分かりませんが、そのような旨をおっしゃられたと思いますが、局長の見解ですと、土光委員が発せられた内容は、何も対応はできませんみたいなことで、ちょっととかみ合ってない感じ取れたんですが。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私の意図を再度説明をします。

私は今回に関して、発言の削除は求めません。理由としては、12月13日かな、その発言は不適切な発言だというふうには、先ほど言ったように思います。ただ、削除までは求めないというのは、私は委員会とか本会議等で、議員の発言は、発言したという事実に

関してはそれは責任を持つべきで、それを削除して発言がなかったことにしておきたいというのではなく、私はそういうふうに思いません。今回、この場で発言をいたいたいのは、今から考えると不適切な発言であったことについて釈明の場、これも議事録に残ると思いますので、そういう発言の場をいただかうとしていることで、私は今回発言の場をいただいて、先ほど釈明をしました。だから、言い換えというのはちょっと微妙な言い方ですが、13日の発言は、削除ではなく、ある意味で撤回して、その代わりに旧来の価値観、今となってはそういう思いであるというのをここでお伝えをしたいということです。

○塚田委員長 今城委員。

○今城委員 土光委員のおっしゃってる趣旨っていうのは、私は理解はいたしますが、議事録上は削除をするか訂正をするかということが、議事録上では行われる行為だと思ってますので、今、土光委員さんがおっしゃっている趣旨を私なりに理解するところでは、削除ではなく訂正ということではないかと私は理解をしています。でもなく、削除も訂正もしないということをおっしゃっているのであれば、趣旨としてのことは先ほどおっしゃったとおりですので、それも今日の委員会で、議事録にはもちろん残りますが、13日のものについて削除も訂正もしないということを明言されるのであれば、それは本人がどういうことを申し出られるかによってしか、そこはできないものだと私は認識していますので、そこら辺をきちんと明確にお答えいただかないと我々も判断できないのではないかというふうに思います。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 私としては削除も訂正も求めません。

○塚田委員長 では、そのままでいきます。

先ほど本会議で当委員会に付託されました議案2件について審査いたします。

初めに、議案第118号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤総務部次長兼職員課長。

○伊藤総務部次長兼職員課長 議案第118号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

令和6年8月8日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本市の一般職の職員及び任期付職員について、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げを行うほか、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当などの見直し、その他所要の整備を行うため、改正しようとするものです。説明は以上です。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第118号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○塚田委員長 御異議なしと求めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤総務部次長兼職員課長。

○伊藤総務部次長兼職員課長 議案第119号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

特別職の国家公務員の期末手当の改定に準じ、本市の特別職の職員及び教育長の支給割合を引き上げるため、改正しようとするものです。説明は以上です。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

○土光委員 この改正の理由を、考え方を説明ください。

○塚田委員長 伊藤総務部次長兼職員課長。

○伊藤総務部次長兼職員課長 特別職の期末手当の支給割合の改正の理由ということですけれども、このたびの支給割合の改定につきましては、まず、令和5年度に開催いたしました米子市特別職の報酬等審議会におきまして、市長等の特別職の期末手当につきましては、近隣自治体とのバランスを考慮の上、現行の取扱いとするという答申がなされました。その現行の取扱いというものが、実は令和元年度に行われました同審議会の答申内容、国が一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の特別給、いわゆる期末手当を改定した際は、米子市においても同様な改定を行う、このような答申がなされています。それを引き継いで行うというふうな考え方に基づいているもので、市としては、その答申を尊重するというもので提案をするものです。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 報酬等審議会で今のような答申があったことは、それは私も承知しています。その報酬等審議会で、この特別職に関して現行の取扱い、これは踏襲するというふうに至った議論の経緯というか、今の説明では近隣の状況に倣ってということがあったんだけど、それ以外に何か、この現行の取扱いのとおりとするという答申に関して、何か議論がありましたか。

○塚田委員長 伊藤総務部次長兼職員課長。

○伊藤総務部次長兼職員課長 報酬等審議会におきまして、議論の経過といたしまして、先ほど、こちらから御説明いたしました近隣自治体とのバランス、あとその際に、皆さんに検討していただいた資料として、物価の動向、あと国の人事院勧告など、そういう変

動要因、そういった多角的な観点から議論をしていただきまして、給料、報酬額については国家公務員の特別職の改定を参考とすることが適當であるというふうな議論が進んだというふうに考えております。説明は以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 私自身としては、この国の人事院勧告というのは、これは一般職の国家公務員に関してのもので、特別職は、対象には基本的にはなっていないということ。何でかと云ふと、これは、一般職の国家公務員は、労働基本権の制約に対する代替措置としてこういった人事院勧告、これに従う。ただ特別職は、労働基本権の制約という、そういうふうなことはありませんので、そこは、なぜそのようにするかなというふうに私は思っているのですが、例えば報酬等審議会で、そういった視点からの議論はありましたか。

○塚田委員長 伊藤総務部次長兼職員課長。

○伊藤総務部次長兼職員課長 人事院勧告のそういった中身についての詳しい議論は、特別職に対してはされていなかったというふうに記憶しています。あくまでも人事院勧告の推移を参考にされたというふうに記憶しています。以上です。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 これは当時ですね、議会のほうから、これ具体的に申し上げますと岡村元市議会議員だったというふうに記憶しておりますが、従来から実はこの期末手当については、国の特別職の状況を追いかけるということをやってきたわけでありますけど、そのことについて、報酬等審議会で議論というか、オーソライズされているのかという御指摘がございました。我々、過去に議論したはずだということは、ほぼ確からしく記憶はしているんですけど、ただそれが、いつの、どの報酬審議会で、どういう形で審議されたかっていうのはお答えできなかつたもんですから、改めてその取扱いについて、先ほど申し上げたとおり令和元年のその報酬等審議会にお諮りしたという流れであります。御案内のとおり、期末手当については民間の経済状況、これは、いわゆる民間給与実態調査等に基づく人事院、これ一般職が対象になるわけですが、これに基づいて一般職が改定されると、相対的に特別職との間が距離感が違ってくるということで、国においても、土光委員おっしゃるとおり、人事院勧告は、直接は、特別職は対象にするものではございませんけども、ある意味慣例的に、法律を改正して、国においても特別職を人勧運動で変えているという実態がございます。それに倣って、引き続き、先ほど言ったとおり、そういう扱いでよろしいという御議論をいただいたというふうに記憶しております。以上です。

○塚田委員長 よろしいですか。

[「はい。」と土光委員]

○塚田委員長 ほかございませんか。

国頭委員。

○国頭委員 私もかねてより、一般職の改定については人事院勧告では反映されてしかるべきだと思ってますけども、やはりずっと特別職については、報酬等審議会もありますし、そういったところで議論してもらうべきだと思ってて、ここはいじるべきでないというふうに思っておりました。先ほど副市長も確認していただきましたけども、日本維新の会の音喜多参議院議員が今年の参議院の予算委員会で、人事院に、国家公務員の特別職については、ここは人事院も、ここを変えてほしいという指示は、という形で答弁しておられま

す。ほしいということではないと、一般職への勧告であって、特別職への勧告ではないと答弁しておるように、やはりこの特別職の国家公務員が変わっているために、そのまま地方の特別職の公務員に下ろしてきているっていうのはちょっと、私も、そもそもがおかしいことじゃないかなと思っておって、反対してきました。ですので、私もここの辺りはずっとどうかと思ってる見識は持っていますので、この議案に対しても、以前の考え方と同じであります。以上です。

○塚田委員長 ほかございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

土光委員。

○土光委員 私は、今回の議案に関して、令和5年、この報酬等審議会の答申、特別職の期末手当は現行の取扱いのとおりにする。それに従って出されているというのは、それは理解します。ただ、やはり私は、その報酬等審議会の現行の取扱いにするという結論に関しては、議論が不十分なままだというふうに思います。原則、先ほど述べましたけど、人事院勧告というのは特別職は対象ではありません。もともと人事院勧告というのは、労働基本権が制約されている代替措置という意味なので、それを慣例的に機械的に特別職に当てはめるというのは、私は賛成できませんので、反対の意を表明します。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

稻田委員。

○稻田委員 先ほどの説明、職員課長、それから副市長からあったものは妥当なものであると判断いたします。報酬等審議会、ただ単に上げるだけではなくて、もちろん下がるときもありますし、また、副市長の言葉にありました、特別職のほうは慣例ということでありましたが、私も特別職がこれにある意味実質的に包含されていることに対して何ら問題はないものと思っておりますので、したがって、この議案には賛成の意見を述べたいと思います。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第119号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…稻田委員、今城委員、大下委員、岡田委員、田村委員、矢田貝委員]

○塚田委員長 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの決しました。

総務政策委員会を閉会いたします。

午前11時19分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 塚田佳充